

第 2 2 号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 2 6 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者（県費負担教職員にあつては教育委員会。以下同じ。）に 別記様式による宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。	第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者（県費負担教職員にあつては教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、職員のサービスの宣誓における対面による署名を廃止するため必要があるからである。